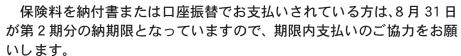
長島医療制度(後期高齢者医療制度)の診卿与世

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に加入されている方のうち、平 成20年度の保険料のお支払いが、保険料軽減措置(均等割8.5割軽減、 所得割5割軽減)により平成20年8月の年金からのお支払いで終わっ ていた方は、今年度のお支払い方法が、7月から9月までは納付書また は口座振替によるお支払いとなり、10月からは年金差し引きとなります。 口座振替の申し出をされている方は 10 月以降も口座振替でのお支払い となります。





【昨年度の8月で年金からのお支払いが終わった方の今年度保険料の支払い方法】

納付書または口座振替によるお支払い	ト 年金からのお支払い	■ 口座振替によるお支払い

お支払い方法	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3 月
「年金」から お支払いの方	納付 書 ^な ど	納付 書 ^な ど	納付 書など は口座振替	年金 (10	 	年金からのお支	払いとなり	年金ます)	
「口座振替」で お支払いの方	口座振替	口座振替	口座振替	口座振替	口座振替	口座振替			

※年金の受給額が年額 18 万円未満の方、長寿医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の 2分の1を超える方は、10月以降も納付書または口座振替によるお支払いとなります。

保険料の支払い方法を「口座振替」に変更できます

口座振替への変更を希望される方は、福祉保健課医療給付係へお申し出ください。

※ご注意いただきたいこと

- ①口座振替へ変更しても、年間の保険料は変わりません。
- ②既に年金からのお支払いから口座振替への変更手続き をされている方は、あらためてお申し出いただく必要 はありません。
- ③年金からのお支払いなどから口座振替に変更となる時 期はお申し出の時期により異なります。
- ④国民健康保険税を口座振替でお支払いされていた方 も、長寿医療制度へ加入された場合は、お手数ですが、 再度口座振替の手続きが必要となります。

「本人の保険証」

●お申し出の際に必要なもの●

「口座振替の預金通帳とお届け印」

⑤保険料の支払い額は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。なお、加入者本人以 外の口座からお支払いの場合は、支払われた方の社会保険料控除の対象となります。

■問合せ 福祉保健課医療給付係(🕾 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

北海道後期高齢者医療広域連合 (77 011-290-<u>5601)</u>

シリーズ「こくほ」4

TEKROWE ZERZ CI

◆増え続ける医療費◆

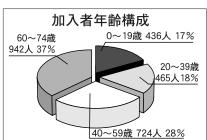
医療技術などの進歩に伴い、高度な医療を受けることができますが、比例して医療費が 高額化しています。また、同じ病気で複数の医療機関を受診する重複受診などにより、医 療費の増加は全国的な傾向にあります。医療費が増えるということは、それに見合った財 源の確保が必要になり、最終的には加入者の皆さんが負担していただく保険税の増加につ ながることになります。

■加入者の年齢構成と医療費の傾向■

本町の加入者の年齢構成は、現在 60 歳~ 74 歳の方が4割近くを占め、加入者は高齢化 しています。

平成20年5月診療分をもとに40歳以上の一人当た りの医療費の傾向を見ると、40~44歳は5.377円で

あるのに対し、50~54 歳は1万5,197円、70 ~74歳では2万531円 と50歳以降になると 医療費が急激に増える 傾向にあることが分か ります。



年齢階層	受診件数	一人当たり 医療費
40~44歳	50 件	5,377 円
45~49歳	77 件	5,947 円
50~54歳	107 件	15,197 円
55~59歳	187 件	20,427 円
60~64歳	226 件	20,376 円
65~69歳	301件	18,812 円
70~74歳	342 件	20,531 円

医療費を抑制(節約)するためには、一人ひとりの心がけが必要になります。具体的には ①健康の維持・病気の予防を積極的に行う②かかりつけ医を持つ③定期的な健康管理を行う 一などが挙げられます。

次回は本町の「保健事業の取り組みについて」を予定しています。

福祉保健課医療給付係(5 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

しがい久連たたか協業



幌くん 年度の総会 ねっぷ会の発展願 ね つ

広報 くんねっぷ